

議案第 35 号

ひたちなか市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 2 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市職員定数条例の一部を改正する条例

ひたちなか市職員定数条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「740人」を「758人」に改め、同条第3号中「140人」を「126人」に改め、同条第6号中「45人」を「41人」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

ひたちなか市職員定数条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 <u>740人</u></p> <p>(2) 議会事務部局の職員 10人</p> <p>(3) 教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>140人</u></p> <p>(4) 農業委員会事務部局の職員 6人</p> <p>(5) 監査委員事務部局の職員 6人</p> <p>(6) 公営企業の職員 <u>45人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員 <u>758人</u></p> <p>(2) 議会事務部局の職員 10人</p> <p>(3) 教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>126人</u></p> <p>(4) 農業委員会事務部局の職員 6人</p> <p>(5) 監査委員事務部局の職員 6人</p> <p>(6) 公営企業の職員 <u>41人</u></p>	